社会福祉法人若美さくら会

ケアハウス「和幸苑」
重要事項説明書

１．事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人若美さくら会
事業者の名称	社会福祉法人若美さくら会
法人の所在地	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢８６－１２
代表者氏名	理事長　大渕　金広
電話番号	０１８５－４６－２０１１
設立年月日	平成８年１２月１日

２．ご利用施設

施設の名称	ケアハウス和幸苑
施設の所在地	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢８６－１２
施設長名	谷　真人
電話番	０１８５－４６－２０１１
ＦＡＸ番号	０１８５－４６－３４００
開設年月日	平成９年１月１日
交通の便	JR 男鹿線「船越駅」より車で１５分、潟西線バス「角間崎」下車で１０分、船川線バス「角間崎」下車で５分
損害賠償責任保険加入	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	・ケアハウスは、家庭環境、住宅事情、身体機能の低下等の理由により、居宅において生活が困難な高齢者に対して、自立した生活を維持できるように食事や入浴など生活の基本となるサービスを提供し、一人ひとりの生活を尊重しながら、心穏やかに安心して快適な生活が送れるように援助します。
施設運営の方針	・身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮します。 ・利用者同士お互いに共生の意識を持って、それぞれの人格を尊重し合い、生きがいの持てる生活を支援します。 ・利用者の自主性を尊重し、明るく心豊かな生活ができるように、各種相談業務の援助を行い、健康管理に努めます。複合施設の機能を生かし、各種サービスの案内をします。利用者及び家族に関する個人情報については、その秘密を保持します。 ・各行事や趣味活動の自主的な参加や外出等への積極的働きかけをして、生活に活気と張りが見いだせるよう支援します。 ・利用者が安全で住みよい生活環境づくりのため、各種設備の点検と衛生管理に努めます。利用者が身体の状況に急激な変化があった時は職員が緊急対応します。 ・各種行事、レクレーション等を通じて、地域住民、特養・デイの利用者との交流を図ります。

４．施設サービスの概要

種　　類	内　　容
食　　事	・栄養士の立てる献立により、利用者の身体状況、嗜好等に配慮し栄養と季節感ある献立、和洋食の特別献立等バラエティに富んだ食事を提供し、利用者の健康維持、増進に努めます。 【食事時間】　朝　食　　７時３０分～ 昼　食　　１２時００分～ 夕　食　　１８時００分～
入　　浴	・浴室は男女別の入浴室を設けています。 ・入浴時間は利用者が定められた時間帯に入浴できます。 ・介助を必要とする状態になった場合は、介護保険をはじめ各種の居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。その場合の入浴介助に必要な費用は利用者の負担となります。 ・シャワーは常時使用できます。
健 康 管 理	・月１回併設施設（特別養護老人ホーム）の看護員による健康チェックを実施します。（血圧、脈拍、体重）定期健康診断を年１回以上行って必要な指導援助をします。 ・体調の悪いときは早めに主治医、病院への受診をお願いします。 ・緊急事態が起きたときや身体状態が悪くなったときは、ナースコールでお知らせください。（夜間は特別養護老人ホームの夜勤者が対応します。） ・感染症予防のため衛生管理に努めます。特段の事情がない限り、インフルエンザワクチンの接種に協力願います。
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、レクレーション等の事業を行います。
消 防 計 画	・別に定める防災管理規定を基に計画・実施する。

５．併設している事業所

事業の種類	指定年月日	介護保険事業者番号	定　員
特別養護老人ホーム和幸苑	平成８年１２月１日	０５７２３５０３８７	５０名
ショートステイ和幸苑	平成８年１２月１日	０５７２３０５５７１	２０名
デイサービスセンター和幸苑	平成９年２月２０日	０５７２３０５６１３	３０名
在宅介護支援センター	平成８年１２月１日	――	――
和幸苑居宅介護支援事業所	平成１２年４月１日	０５７２３００９４５	――

６．利用料金等とその請求・支払

施設の利用料金等の額は、国の定める基準に従って、生活費、事務費を合算した額を別途個人別に算定して利用者に通知します。また、施設は入居者の個別の使用にかかわる電気、水道、下水道等の使用料として利用者の負担となります。

なお、特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とします。

利用中の変更については、その都度書面にて連絡します。

利用料、使用料の通知を受けたときは、利用料は当月分として使用料は前月分として、毎月２０日までに施設が指定する金融機関の口座に支払うものとします。

ケアハウス「和幸苑」利用料一覧表

（月　額）

利用者の年収		生活費	事務費	計	冬期加算額
1	1,500,000 円以下	R7.4.1～ 46,334 円	10,000 円	54,510 円	R7.4.1～ (11 月～3 月) 8,250 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円		13,000 円	57,510 円	
3	1,600,001 円～1,700,000 円		16,000 円	60,510 円	
4	1,700,001 円～1,800,000 円		19,000 円	63,510 円	
5	1,800,001 円～1,900,000 円		22,000 円	66,510 円	
6	1,900,001 円～2,000,000 円		25,000 円	69,510 円	
7	2,000,001 円～2,100,000 円		30,000 円	74,510 円	
8	2,100,001 円～2,200,000 円		35,000 円	79,510 円	
9	2,200,001 円～2,300,000 円		40,000 円	84,510 円	
10	2,300,001 円～2,400,000 円		45,000 円	89,510 円	
11	2,400,001 円～2,500,000 円		50,000 円	94,510 円	
12	2,500,001 円～2,600,000 円		57,000 円	101,510 円	
13	2,600,001 円～2,700,000 円		64,000 円	108,510 円	
14	2,700,001 円～2,800,000 円		71,000 円	115,510 円	
15	2,800,001 円～2,900,000 円		78,000 円	122,510 円	
16	2,900,001 円～3,000,000 円		85,000 円	129,510 円	
17	3,000,001 円～3,100,000 円		92,000 円	136,510 円	
18	3,100,001 円以上		全　額	——	

※１　冬季加算は、１１月～３月のみの負担となります。

※２　管理費は１ヶ月を３０日とした金額です。

※３　上水道料金は月２，２００円です。下水道料金は月１，６５０円です。(基本料金)

★　基本料金については料金改定により変更もございます。

※４　電気料金は実費です。

※５　その他特別なサービスに関する費用は実費です。

★　「対象収入」とは前年の収入（年金、不動産等）から必要経費（租税、社会保険料、医療等）を控除した額となります。

７．身元引受人等について

（１）　施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

（２）　身元引受人は、家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

（３）　身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ）　利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

８．連帯保証人について

（１）　連帯保証人は、原則として家族又は縁故者もしくは成年後見人等選任して頂きます。

（２）　連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ）　連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ）　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ハ）　連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

９．造作、模様替え等の制限

利用者は、原則的に居室の造作、模様替え等をしてはなりません。また、居室以外については造作、模様替え等をしてはなりません。

利用者は特殊事情により、やむを得ずその居室に造作、模様替えをするときは、施設に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て施設の承認を得なければなりません。

１０．居室内の補修

居室内の補修、改修を行うときはその費用は利用者の負担となります。

施設は、補修、改修ができる部分の細目については、あらかじめ利用者に通知するものとします。

１１．原状回復の義務並びに費用の負担

利用者は施設及び備品について、利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは減失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければなりません。

利用者は、この契約を解除又は終了した場合において、利用者の居室を施設に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、費用は利用者が負担しなければなりません。

１２．長期不在

利用者がその居室に１ヶ月以上不在となる場合には、利用者が施設に対し、あらかじめその旨

を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の安全、連絡方法等について施設と協議するものとします。

１３．立ち入り

当施設は、居室の安全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、利用者の承認を得る事なく居室に立ち入ることができます。

１４．契約の解除

（１） 施設は、利用者が次の各号に該当したときは、2ヶ月の予告期間を置いて、この契約を解除することができます。

・共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける恐れがあるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

・金銭の管理、各種サービスの利用について、利用者自身で判断ができなくなったとき。

・特別養護老人ホーム入所程度の状態にもかかわらず必要な介護を受けることができない場合。

・身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しい困難が生じたとき。

・利用料その他の費用の支払いを怠って、その滞納額が3か月分に達したとき。

・不正または偽りの手段によって利用承認を受けたとき、また提出書類で虚偽の事項を申告したとき。

・その他、この契約の条項に違反したとき、及び利用者心得に違反し、施設の指示又は指導に従わないとき。

（２） 利用者は、この契約を解除しようとするときは、1ヵ月以上の予告期間をもって、施設の定める契約解除届けを施設に提出するものとします。

（３） 利用者が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、施設、利用者、協議のうえこの契約を解除することができます。

１５．契約の終了

この契約は、前条による契約の解除、又は利用者が死亡したときに終了します。

施設は、利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、利用者の身元保証人に連絡して一切の処置をします。

利用者の身元保証人は、前項の連絡を受けた場合は、３０日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければなりません。

明け渡しの期日が過ぎても、残置された所有物については、施設において処分できるものとします。

１６．居室の変更

施設は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができます。

（１） 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められるとき。

（２） その他施設が必要と認められるとき。

居室の変更を要する際は、あらかじめ事前に利用者に通知します。緊急やむを得な

い場合は、この限りではありません。

１７．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、以下の専門窓口でいつでも受付します。

・苦情受付窓口（担当者）　ケアハウス生活相談員
・ご利用時間　毎週月曜日～金曜日（午前９時から午後６時）
　＊緊急時は、ご利用時間外でも受付をいたします。
・利用方法　電話　０１８５－４６－２０１１

苦情受付担当者は、利用者及び家族、身元保証人から面接や電話、書面等により寄せられた苦情を随時受付します。

利用者からの苦情への適切な対応により、利用者の満足感の向上や利用者個人の権利擁護を図るとともに、福祉サービスの適切な利用を支援します。

＊施設における苦情やご相談については、担当者が不在のときは、他の職員が対応いたします。

・行政機関その他苦情受付機関

公的機関において、次の機関において苦情の申し出ができます。

男鹿市介護サービス課　介護班
所在地　：男鹿市船川港船川字泉台６６番地１
電話番号　：０１８５－２４－９１１９
FAX 番号　：０１８５－２３－３９５５
受付時間　：８：３０～１７：１５

在宅介護支援センター
所在地　：男鹿市角間崎字岡見沢８６番地１２
電話番号　：０１８５－４６－２０１１
FAX 番号　：０１８５－４６－３４００
受付時間　：８：３０～１７：１５

秋田県国民健康保険団体連合会
所在地　：秋田市山王四丁目２番地３
電話番号　：０１８－８６２－６８６４
FAX 番号　：０１８－８２４－００４３
受付時間　：８：３０～１７：１５

秋田県福祉サービス相談支援センター（運営適正化委員会）
所在地　：秋田市旭北栄町１番５号秋田県社会福祉会館２Ｆ
電話番号　：０１８－８６４－２７２６

FAX 番号　：０１８－８６４－２８４０
受付時間　：８：３０～１７：１５

苦情処理第三者委員　・太田　博　学識経験者　TEL　0185-46-2578
・進藤昌則　学識経験者　TEL　0185-46-2583
・武田　誠　学識経験者　TEL　0185-47-2062

＊公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

１８．事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合は、状況に応じ応急処置を行い、救急車を要請する等、救急受入医療機関及び協力医療機関において速やかに救急治療あるいは救急入院が受けられるなど、必要な処置をします。

１９．緊急時等の対応

利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置をします。

利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

２０．身体拘束について

当事業所は、身体拘束を行わないことを前提とします。なお、緊急やむを得ない場合など、代替性がなく必要性が認められる際は、本人及び家族等への説明・同意のもと、早期解除を目指し必要最小限の範囲において行うものとします。

２１．当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来　訪・面　会	・所定の面会簿に必要事項を記入してください。
外　出・外　泊	・外出、外泊は自由ですが、部屋の管理や防災上からも、常時入居者の所在を確認しておく必要があるため、その都度、所定の用紙に必要事項を記入してください。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷　惑　行　為	・喧嘩、暴行、中傷、泥酔等他人に迷惑をかけないで下さい。 ・施設内において特定の宗教活動や政治活動を行わないで下さい。 ・危険物、可燃物を持ち込まないで下さい。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為をしないで下さい。 ・施設利用者や職員へのハラスメント行為をしないで下さい。

所持品・現金等の管理	・ご自身での管理をお願い致します。
動　物　飼　育	・ペットの持ち込み及び飼育は保健衛生上禁止しています。
そ　の　他	・別紙、利用者心得に示したとおりです。

２２．その他

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、利用者間において協議し、誠意をもって解決します。

改版記録

（履歴は管理台帳による）

第９版　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

年　　月　　日

社会福祉法人若美さくら会ケアハウス「和幸苑」入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて施設サービス提供に関する重要な事項を説明し交付いたしました。

事 業 者

住　　所　　秋田県男鹿市角間崎字岡見沢８６番地１２

事業者名　　社会福祉法人若美さくら会

ケアハウス「和幸苑」

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

重要事項説明書に係るチェックシート（確認表）

※説明項目について説明を受けた場合は☑してください。

説明項目	チェック
１．事業主体概要	
２．利用施設	
３．事業の目的と運営の方針	
４．施設サービスの概要	
５．併設している事業所	
６．利用料金等とその請求・支払	
７．身元保証人の要件について	
８．造作、模様替え等の制限・居室内の補修・原状回復の義務並びに費用の負担	
９．立ち入り	
10．契約の解除・契約の終了	
11．居室の変更	
12．苦情相談窓口	
13．事故発生時の対応・緊急時等の対応	
14．身体拘束について	
15．当施設ご利用にあたって留意いただく事項・利用者心得	
16．その他	

以上について説明を受けました。

※令和３年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字、ゴム印又は代筆）のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

年　　月　　日

利用者（甲）　私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人（乙）　私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

兼　　※この欄は、甲に意思能力が認められることを前提に、筆記能力のみが欠けている場合に署名の代行を明らかにするためのものです。甲に意思能力が欠けている場合には、別途後見人の選定を行う必要があります。

連帯保証人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者との関係（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

身元引受人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者との関係（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）